（家族訪問看護療養費附加金）

第30条の２　家族訪問看護療養費附加金は、法第59条の３の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合又は法第136条の規定によりその例によることとされた船員保険法第78条の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合において、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額を控除した額（法第62条の２の規定に基づき高額療養費が支給される場合（施行令第23条の３の２第１項第１号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合を除く。）又は法第136条の規定によりその例によることとされた船員保険法第83条の規定に基づき高額療養費が支給される場合（船員保険法施行令第８条第１項第１号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合を除く。）にあつては、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除した額）が１件につき27,000円（上位所得者の被扶養者に係るものにあつては、54,000円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額とする。

２　（略）

附　則

１～４　（略）

５　組合は、法附則第17条の規定により、一部負担金の額等の払戻し（以下「一部負担金払戻金」という。）を行う。

６　一部負担金払戻金は、各診療月における療養の給付、保険外併用療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）、療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）及び訪問看護療養費に係る一部負担金の額等（法第62条の２の規定に基づき高額療養費が支給される場合又は法第136条の規定によりその例によることとされた船員保険法第83条の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額）が１件につき27,000円（上位所得者に係るものにあつては、54,000円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額とする。

７　前項の規定にかかわらず、施行令第23条の３の２第１項第１号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合又は船員保険法施行令第８条第１項第１号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金払戻金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が54,000円（上位所得者に係るものにあつては、108,000円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額とする。ただし、当該合算された施行令第23条の３の２第１項第１号イからニまでに掲げる金額又は船員保険法施行令第８条第１項第１号イからニまでに掲げる金額のうち27,000円（上位所得者に係るものにあつては、54,000円）以上のもの（以下この項において「高額療養負担額」という。）が１件のみであり、かつ、高額医療負担額に合算された高額療養負担額以外の金額（以下この項において「特定合算対象額」という。）が27,000円（上位所得者に係るものにあつては、54,000円）未満の場合にあつては、高額療養負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に27,000円（上位所得者に係るものにあつては、54,000円）を加えた額を控除して得た額に相当する額とする。

８～22　（略）

（家族訪問看護療養費附加金）

第30条の２　家族訪問看護療養費附加金は、法第59条の３の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合又は法第136条の規定によりその例によることとされた船員保険法第78条の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合において、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額を控除した額（法第62条の２の規定に基づき高額療養費が支給される場合（施行令第23条の３の２第１項第１号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合を除く。）又は法第136条の規定によりその例によることとされた船員保険法第83条の規定に基づき高額療養費が支給される場合（船員保険法施行令第８条第１項第１号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合を除く。）にあつては、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除した額）が１件につき25,000円（上位所得者の被扶養者に係るものにあつては、50,000円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額とする。

２　（略）

附　則

１～４　（略）

５　組合は、法附則第17条の規定により、一部負担金の額等の払戻し（以下「一部負担金払戻金」という。）を行う。

６　一部負担金払戻金は、各診療月における療養の給付、保険外併用療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）、療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）及び訪問看護療養費に係る一部負担金の額等（法第62条の２の規定に基づき高額療養費が支給される場合又は法第136条の規定によりその例によることとされた船員保険法第83条の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額）が１件につき25,000円（上位所得者に係るものにあつては、50,000円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額とする。

７　前項の規定にかかわらず、施行令第23条の３の２第１項第１号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合又は船員保険法施行令第８条第１項第１号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金払戻金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が50,000円（上位所得者に係るものにあつては、100,000円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額とする。ただし、当該合算された施行令第23条の３の２第１項第１号イからニまでに掲げる金額又は船員保険法施行令第８条第１項第１号イからニまでに掲げる金額のうち25,000円（上位所得者に係るものにあつては、50,000円）以上のもの（以下この項において「高額療養負担額」という。）が１件のみであり、かつ、高額医療負担額に合算された高額療養負担額以外の金額（以下この項において「特定合算対象額」という。）が25,000円（上位所得者に係るものにあつては、50,000円）未満の場合にあつては、高額療養負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に25,000円（上位所得者に係るものにあつては、50,000円）を加えた額を控除して得た額に相当する額とする。

８～22　（略）

附　則

１　この変更は、令和９年４月１日から施行する。

２　変更後の第30条第１項及び第２項並びに第30条の２第１項並びに附則第６項及び第７項の規定は、令和９年４月１日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金については、なお従前の例による。